

## 巻頭言

# 独法化から4年が経過して

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

環境科学研究センター所長 荒川 剛



北海道環境科学研究センター(以下「環境研」と略す)は、本年4月で地方独立行政法人である北海道立総合研究機構の1つの研究機関となって5年目を迎える。全国の環境関係の公設研究所で独立行政法人はわずかであるが、独法化を検討されているところもあると聞く。私は環境研が独法化されてから3代目の所長となるが、これまでの経過について述べ巻頭言としたい。

北海道財政がひっばくする中、平成16年4月に施行された「地方独立行政法人法」のもと検討されていた道審議会の提言を受け、平成20年2月に地方独立行政法人制度導入に関する「方針」がまとまり、平成22年4月に北海道の22の研究機関が北海道立総合研究機構として発足した。

北海道の22の研究機関1200名(研究職員800名)による総合的な研究機関として、分野横断型の連携や総合力の発揮による研究や技術支援の取組みが期待された船出であった。

事前に組織体制のあり方、研究課題の決定・進め方、予算執行などさまざまな検討がなされ、発足後は、独立行政法人として予算の弾力的運用や組織人事の自主的管理などフレキシブルな研究の推進が期待されたが、何せ歴史や風土が違う研究機関の集合体であるため、さまざまな調整に時間と労力を費やし、まずは同じ航路を進むことに重きがおかれた4年間だったと思う。

独法化までは環境研は行政の出先機関であったため、研究費や調査分析機器等の予算も背景や必要性を理解した人に説明すれば事が足りたが、本部に一から説明しなければならなくなった。

重点的に取り組む研究費は一定の予算の中で機構内の公募で決定される。農林水や工業など各研究所との競争となるが、食関連やものづくりのよ

うにアウトカムがわかりやすい研究ではないことや、外部の委員の評価で採用が左右されるため、環境研はこれまで必ずしも思うような研究予算を確保できていない状況にある。

また、環境研は農林水産業や製造業や食品加工業という技術支援の対象となる業界がほとんどなく、主に道、市町村といった地方自治体が顧客である。とくに、道行政と二人三脚でやってきた歴史があり、行政と切り離された研究機関として、研究の方向性を独自に定めることは難しく、民間資金の獲得や研究開発の成果(アウトカム)を求められている道立総合研究機構の中での立ち位置は微妙なものとなっている。

とはいえ、ヒグマやエゾシカの話題やPM<sub>2.5</sub>など越境大気汚染の問題がクローズアップされると注目されるのも環境研で、他の研究所に比べマスコミへの露出は飛躍的に多くなる。

今のところこういった場面に適切に対応できているのは、研究者によるこれまでの地道なモニタリングや分析の賜であり、注目を浴びなくなったからモニタリングをやめてきていたら、後に技術対応を求められても対応ができない、知見を持った研究者がいないといった事態となっていただろう。限られた資源(人的、予算等)の中で調査研究課題をどう取捨選択するか、独法化の環境研に突きつけられた重たい課題である。

地方独立行政法人の中期目標・中期計画の期間は5年であり、来年度には道立総合研究機構の次期目標・計画がまとめられる。順調な船出が大きな命題であった5年間からアウトカムを求められる次期5年間で、環境研は何をどのように調査研究しどのような成果を出していくべきか、常に問いかけていかなければならないと感じている。